



九州漁業調整事務所広報ページ よこわ



～調整課の仕事 その1～

調整課は主に下記4つの仕事をしています。

- ①大臣許可漁業の許可に関すること
- ②漁業の指導その他漁業調整に関すること
- ③外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること
- ④漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること

今回はそのうち①の仕事について紹介していきます。次回で残りの仕事を紹介するので楽しみに！

漁業にはどんな種類が...？

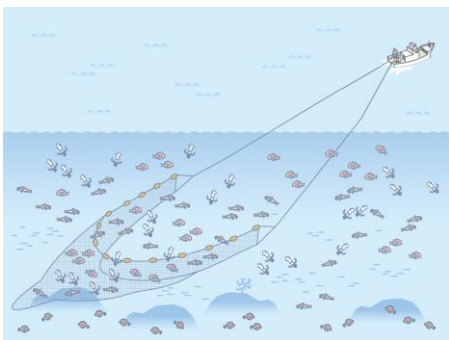
仕事の紹介の前に、まずは
主な漁業の分類について
説明していくよ！



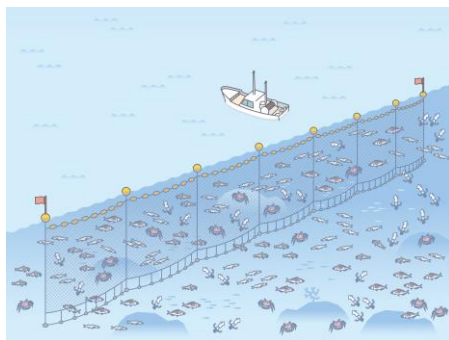
●許可漁業

農林水産大臣の許可（大臣許可）もしくは都道府県知事の許可（知事許可）が必要な漁業。

例）大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業など



底びき網漁業



刺し網漁業

●届出漁業

農林水産大臣への届出が必要な漁業。

「沿岸まぐろはえ縄漁業」、
「小型するめいか釣り漁業」、
「暫定措置水域沿岸漁業等」の3種類。

●漁業権漁業

都道府県知事による免許を受けて営む漁業。
漁業権には「共同漁業権」、「定置漁業権」、
「区画漁業権」の3種類。

●自由漁業

漁業者が許可等を必要とせずに営むことができる漁業。

例）一本釣り漁業など

漁業の許可

一般的に禁止されている漁業を特定の
者に対して操業を認めるもの

漁業権

一定の水面・期間において特定の漁業
を排他的に操業することができる権利
という違いがあります。

※都道府県によって許可漁業や
漁業権漁業などの内容・種類は異なります。

①大臣許可漁業の許可に関すること

九州海域ではまき網漁業、底びき網漁業や刺し網漁業など様々な漁業が営まれています。その中には漁業調整の観点から農林水産大臣や都道府県知事の許可を受けなければならない漁業があり、複数県の沖合などへ出漁する漁業については農林水産大臣の許可や届出が必要になります（大臣許可漁業、届出漁業）。

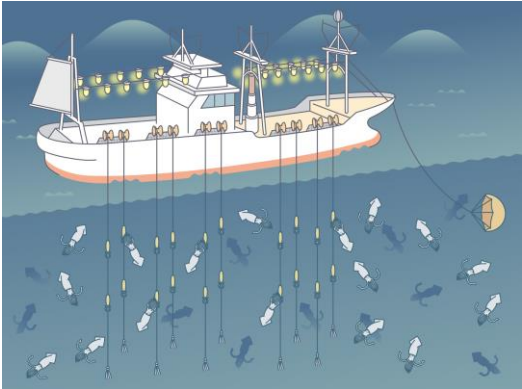
九州漁業調整事務所調整課では大臣許可漁業のうち、東シナ海や九州海域で操業する大中型まき網漁業や以西底びき網漁業などの許認可等の業務を行っています。

大臣許可漁業の種類

省令では17種類の漁業を大臣許可漁業として定めています。

漁業種類	主な操業海域
沖合底びき網漁業	我が国周辺
以西底びき網漁業	東シナ海
遠洋底びき網漁業	太平洋等
東シナ海はえ縄漁業	東シナ海
太平洋底刺し網等漁業	太平洋の公海
大西洋等はえ縄等漁業	大西洋、インド洋
大中型まき網漁業	我が国周辺、中西部太平洋、インド洋
基地式捕鯨業	我が国周辺
母船式捕鯨業	我が国周辺
かじき等流し網漁業	道東～房総半島沖
東シナ海等かじき等流し網漁業	東シナ海
かつお・まぐろ漁業	我が国周辺、世界各地
中型さけ・ます流し網漁業	我が国周辺
北太平洋さんま漁業	北太平洋
ずわいがに漁業	我が国周辺
日本海べにずわいがに漁業	日本海
いか釣り漁業	我が国周辺、北太平洋

省令では大臣許可漁業ごとに操業する海域や漁船の大きさ、漁法などが規定されています。例えば、大臣許可漁業の「いか釣り漁業」は「総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業」と規定されています。その他にも漁業ごとに漁具の制限や操業禁止区域などが定められています。



いか釣り漁業